

# ○ 資料編

## 1. 生活環境の概要

### (1) 公害防止協定基準

公害防止協定指導基準一覧表

(昭和56年6月1日改正)

区 分		指 導 値 等
大 気	硫 黄 酸 化 物	1. 県民の生活環境の保全等に関する条例総排出量規制対象工場等の場合 K値2.34 以下 2. 上記以外の場合 K値 2.34 以下かつ硫黄酸化物排出量 1.042Nm <sup>3</sup> /H以下であること。
	窒 素 酸 化 物	大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設の種類のうち、県民の生活環境の保全等に関する条例該当施設については、大気汚染防止法で定めるそれぞれの最小規模施設の規制値を目標値とする。
	ば い じ ん	1. 大気汚染防止法対象施設については、同法に定める特別排出基準値を指導値とする。 2. 県民の生活環境の保全等に関する条例対象施設については、同条例規則第9条附表第三の第二欄に掲げる施設の種類ごとに、同表第四欄に掲げるばいじん量を指導値とする。
	粉 じ ん	排出口から排出する粉じん濃度の目標値は、0.05g/Nm <sup>3</sup> 以下とする。
水 質	水 銀 及 び ア ル キ ル 水 銀 そ の 他 の 水 銀 化 合 物 、 ア ル キ ル 水 銀 化 合 物 、 シ ア ン 化 合 物 、 有 機 リ ン 化 合 物	検出されないこと。
	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下
	鉛 及 び そ の 化 合 物	0.1mg/L以下
	六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.05mg/L以下
	ひ 素 及 び そ の 化 合 物	0.05mg/L以下
	pH	6.0～8.5
	BOD	<ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 尿浄化施設</li> <li>└ 20mg/L以下</li> <li>┌ 特定施設</li> <li>└ 10mg/L以下</li> <li>(生産施設排水)</li> </ul>
COD	<ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 尿浄化施設</li> <li>└ 20mg/L以下</li> <li>┌ 特定施設</li> <li>└ 10mg/L以下</li> <li>(生産施設排水)</li> </ul>	

区 分		指 導 値 等
水 質	SS	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿浄化施設 30mg/L以下</li> <li>特定施設 10mg/L以下</li> <li>(生産施設排水)</li> </ul>
	n-ヘキサン抽出物質(鉱物性)	1mg/L以下
	n-ヘキサン抽出物質(動植物性)	5mg/L以下
	フェノール類	0.5mg/L以下
	銅	0.5mg/L以下
	亜鉛	3mg/L以下
	鉄	5mg/L以下
	マンガ	5mg/L以下
	クロム	1mg/L以下
	フッ素	7mg/L以下
	大腸菌群数	1,500個/cm <sup>3</sup> 以下
PCB	検出されないこと。	
騒 音	昼間 AM8:00～PM7:00	70デシベル以下
	朝夕 { AM6:00～AM8:00	65デシベル以下
	PM7:00～PM10:00	
	夜間 PM10:00～翌日AM6:00	60デシベル以下
振 動	昼間 AM7:00～PM8:00	70デシベル以下
	夜間 PM8:00～翌日AM7:00	65デシベル以下
悪	臭	敷地境界において悪臭(生活環境をそこなうおそれのある不快なにおい)を感知させないこと。
廃	棄 物 等	廃棄物等の種類、量、成分とその処分方法を明確にし、二次公害の発生防止対策をとること。
環	境 整 備	工場内の緑化を積極的におこなうとともに、敷地内の清掃管理に努めるものとする。

## (2) 公害防止協定締結状況

公害防止協定締結工場・事業場一覧表

(令和6年3月31日現在)

No.	工 事 ・ 事 業 場 名	所 在 地	事 業 内 容	締結年月日
1	三菱ケミカル(株) 愛知事業所	牛川通四丁目	織 維 工 業	S 46. 9. 30
2	レンゴー(株) 豊橋工場	中 原 町	段ボール製品製造	S 47. 10. 20
3	(株)ウッドワン 東海製造部 豊橋工場 集成材製造課	明 海 町	住宅用内装部材製造	S 50. 3. 20
4	(株)総合開発機構	〃	明海埠頭、港湾諸施設の運営	S 50. 3. 20
5	(株)新来島豊橋造船	〃	船 舶 の 建 造	S 50. 3. 20
6	ビューテック(株) 東海事業所 豊橋工場	〃	ガラス加工、樹脂成形品製造	S 50. 3. 20
7	住友大阪セメント(株)・太平洋セメント(株) セメントサービスステーション	〃	セ メ ン ト 倉 庫	S 52. 8. 31
8	協同組合東三河輸送センター	〃	運 送	S 52. 11. 18
9	(株)ウッドワン 東海製造部 豊橋工場 床材製造課	〃	住宅用内装部材製造	S 53. 6. 7
10	吉野石膏(株) 三河工場	〃	石 膏 製 品 製 造	S 53. 10. 16
11	キョーラク(株) 豊橋工場	〃	合成樹脂製品製造	S 55. 6. 10
12	花王(株) 豊橋工場	〃	石 鹼 洗 剤 製 造	S 55. 8. 6
13	向島流通サービス(株) 豊橋営業所	〃	運 送	S 55. 9. 27
14	愛知陸運(株) 大崎営業所	〃	運 送	S 56. 4. 17
15	小島産業(株)	〃	輸送用機械器具製造	S 56. 8. 18
16	トヨタ紡織(株) 豊橋北工場	〃	輸送用機械器具製造	S 56. 8. 24
17	柳田運輸(株) 豊橋営業所	〃	運 送	S 57. 2. 5
18	武蔵精密工業(株) 第一明海工場	〃	輸送用機械器具製造	S 57. 3. 13
19	豊橋工業団地協同組合	〃	各 種	S 57. 7. 23
20	(株)江口巖商店 田原出張所	〃	塗料・接着剤販売	S 57. 9. 17
21	コカコーラセントラルジャパン(株) 豊橋セールスセンター	〃	清涼飲料水販売	S 58. 1. 17
22	イシハラ(株) 豊橋工場	〃	石 膏 ボ ー ド 加 工	S 58. 5. 9
23	(株)食研 豊橋工場	〃	冷凍食品、食品機能素材製造	S 58. 5. 12
24	明石整備(株) 明海工場	〃	自 動 車 整 備	S 58. 10. 27
25	ランクセス(株) 豊橋事業所	〃	化学品輸入販売	S 58. 11. 10
26	林テレンプ(株) 豊橋工場	〃	車 両 用 内 装 販 売	S 58. 12. 22
27	オカジ紙業(株) 豊橋工場	〃	ダンボール箱製造	S 59. 2. 17
28	(株)エスラインギフ 豊橋支店	〃	運 送	S 59. 7. 25
29	川西塗装(株) 明海第二工場	〃	プラスチック塗装	S 59. 9. 19

No.	工 事 ・ 事 業 場 名	所 在 地	事 業 内 容	締結年月日
30	池田鉄工(株) 豊橋工場	明 海 町	一般機械器具製造	S 59. 11. 30
31	伊勢湾海運(株) カオリン倉庫	〃	倉 庫	S 59. 12. 7
32	AGC(株) 愛知工場 田原基地倉庫	〃	窯業・土石製品製造	S 60. 3. 8
33	(株)不二プレシジョン	〃	冷凍冷房機器製造	S 60. 4. 23
34	トヨタ紡織(株) 豊橋東工場 (明海町 3-56)	〃	輸送用機械器具製造	S 60. 4. 30
35	中部セキスイハイム工業(株) 中部事業所 第一工場	〃	住 宅ユニット製造	S 60. 5. 17
36	ヒロセ(株) 豊橋工場	〃	建設機械器具リース	S 60. 9. 6
37	ペトロトランス(株) 明海油槽所	〃	油 槽 施 設	S 60. 10. 21
38	トヨタ紡織(株) 豊橋南工場 (明海町 5-12)	〃	自動車内装品製造	S 60. 12. 16
39	(株)ジェイテクト 豊橋工場	〃	輸送用機械器具製造	S 60. 12. 28
40	(株)デンソー 豊橋製作所	〃	輸送用機械器具製造	S 61. 5. 30
41	(株)三五 とよはし工場	〃	輸送用機械器具製造	S 61. 9. 16
42	(株)ヤマグチマイカ 豊橋工場	〃	鉱物粉碎等処理	S 62. 5. 18
43	川西塗装(株) 明海第三工場	〃	プラスチック塗装	S 63. 1. 25
44	(株)シミズ工業	〃	運送用機械器具製造	S 63. 3. 8
45	レンテック大敬(株)	〃	建設機械器具リース	S 63. 6. 18
46	豊橋飼料(株) 豊橋工場	〃	配 合 飼 料 製 造	S 63. 6. 27
47	辻鉄工(株)	〃	住 宅 建 材 加 工	S 63. 7. 14
48	磯部運輸倉庫(株) 豊橋営業所	〃	運 送	S 63. 10. 25
49	日本全薬工業(株)	〃	医 薬 品 製 造	H 1. 1. 23
50	(株)中野屋銘木店	〃	木造住宅用部材製造	H 1. 2. 22
51	服部産業(株) 豊橋営業所(豊橋物流センター)	〃	木 製 品 製 造	H 1. 3. 15
52	(有)丸守高津飼料商会	〃	飼 料 製 造	H 1. 3. 15
53	(株)デンソー 豊橋東製作所	原 町	電気機械器具製造	H 1. 5. 12
54	(株)オービス 東海工場	明 海 町	製 材 ・ 木 工	H 1. 6. 2
55	パーカー加工(株) 豊橋工場	〃	金 属 表 面 処 理	H 1. 10. 31
56	中部電力(株) 岡崎支社	〃	電 力 事 業	H 2. 1. 22
57	豊橋港陸運(株)	〃	運 送	H 2. 2. 8
58	トピー工業(株) 豊川製造所 明海工場	〃	輸送用機械器具製造	H 2. 2. 20
59	メルセデス・ベンツ日本(株) 豊橋事業所	神 野 西 町	自動車関連製品輸入販売	H 2. 2. 20
60	旭千代田工業(株) 豊橋工場	明 海 町	金属熱処理加工	H 2. 3. 20

No.	工 事 ・ 事 業 場 名	所 在 地	事 業 内 容	締結年月日
61	渥美運輸(株)	明 海 町	運 送	H 2. 3. 29
62	三栄運輸(株) 豊橋営業所	〃	運 送	H 2. 6. 4
63	豊橋センコー運輸(株)	〃	運 送	H 2. 10. 25
64	フォルクスワーゲングループジャパン(株)	〃	自 動 車 販 売	H 3. 3. 25
65	(株)豊橋原木センター	〃	運 送	H 3. 4. 3
66	(株)デンソーワイパシステムズ 豊橋工場	〃	輸送用機械器具製造	H 3. 6. 29
67	(株)東三河食肉流通センター	〃	畜産食料品製造	H 3. 9. 13
68	東海ジオテック(株)	〃	地 質 調 査	H 3. 10. 15
69	日本ジュース・ターミナル(株)	神 野 西 町	濃縮ジュース冷蔵保管	H 3. 11. 20
70	カリソー(株) 田原物流センター営業3課第一	明 海 町	運 送	H 3. 11. 22
71	(株)日立物流中部 東海営業部 名古屋営業所 豊橋出張所	〃	運 送	H 4. 1. 13
72	(株)ユーネットランス 豊橋営業所	〃	運 送	H 4. 1. 16
73	東洋製罐(株) 豊橋工場	〃	容 器 製 造	H 4. 4. 20
74	ミナト生コン(株)	〃	生コンクリート製造	H 4. 7. 21
75	(株)アイ・テック 豊橋支店	〃	鉄 鋼 製 品 加 工	H 4. 8. 19
76	大王パッケージ(株) 愛知工場	〃	ダンボールシート、ケース製造	H 4. 10. 19
77	愛知陸運(株) 明海営業所	〃	自 動 車 部 材 組 立	H 4. 12. 14
78	ヒクマ(株) 明海工場	〃	不 織 布 製 造	H 5. 4. 21
79	ボルボ・カー・ジャパン(株) 豊橋VDC	神 野 西 町	自 動 車 販 売	H 5. 11. 10
80	(株)トーエネック 明海サービスセンター	明 海 町	電 気 工 事	H 6. 6. 17
81	(株)リバーウエスト	〃	金 属 製 品 製 造	H 6. 11. 15
82	(株)ゲット	〃	金 属 製 品 製 造	H 6. 11. 17
83	(株)上組 豊川支店 豊橋出張所	〃	倉庫、港湾輸送	H 7. 2. 7
84	東洋製版(株) 豊橋工場	〃	製 版	H 7. 5. 18
85	トヨネン(株)	〃	合 成 繊 維 網 製 造	H 8. 11. 18
86	中部セキスイハイム工業(株) 中部事業所 第二工場	〃	住 宅 ユ ニ ッ ト 製 造	H 9. 2. 4.
87	カリソー(株) 田原物流センター 営業3課第二	〃	運 送	H 9. 7. 28
88	明海発電(株) 豊橋発電所	〃	発 電 事 業	H 10. 6. 26
89	(株)藤城運輸 明海事業所	〃	運 送	H 12. 10. 24
90	富士フィルム和光純薬(株) 愛知工場	新 西 浜 町	化 学 工 業	H 15. 4. 8
91	明德産業(株) 豊橋工場	明 海 町	一 般 機 械 器 具 製 造	H 15. 6. 9

No.	工 事 ・ 事 業 場 名	所 在 地	事 業 内 容	締結年月日
92	ペトロトランス(株) 明海第二油槽所	明 海 町	油 槽 施 設	H 15. 10. 14
93	東京昭和運輸(株) 豊橋配送センター	〃	運 送	H 16. 8. 10
94	名古屋港木材倉庫(株) エコワールド	〃	木 材 チ ッ プ 製 造	H 17. 1. 7
95	(株)イノアックコーポレーション 豊橋工場	〃	自 動 車 用 ゴ ム 製 品 製 造	H 17. 1. 31
96	ニューアロイ(株)	新 西 浜 町	鋳物金属材料卸売	H 17. 3. 8
97	トヨタ車体精工(株) 豊橋工場	明 海 町	自 動 車 部 品 製 造	H 17. 6. 10
98	坂神工業(株)	〃	自 動 車 部 品 製 造	H 17. 8. 16
99	武蔵精密工業(株) 第二明海工場	〃	自 動 車 部 品 製 造	H 17. 11. 2
100	アラコ(株) 明海工場	〃	自 動 車 部 品 製 造	H 17. 12. 26
101	POSCO Japan(株) PC(株)	神 野 西 町	鋼 材 加 工	H 18. 2. 2
102	セキノ興産(株)	明 海 町	住 宅 用 内 装 部 材 製 造	H 18. 4. 3
103	(株)ウッドワン 東海製造部 豊橋工場 ジュピーノドア製造課・物流センター	〃	住 宅 用 内 装 部 材 製 造	H 18. 4. 14
104	(株)不二工機 豊橋ロジスティクスセンター	〃	自 動 車 制 御 機 器 製 造	H 18. 12. 14
105	川西塗装(株) 明海西工場	〃	プ ラ ス チ ッ ク 塗 装	H 20. 2. 26
106	川西塗装(株) 第四工場	〃	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 加 工	H 20. 11. 12
107	(株)藤城運輸 豊橋配送センター 明海事業所 第2冷蔵倉庫	〃	運 輸 業	H 21. 6. 8
108	(株)コクサイ物流	〃	産 業 廃 棄 物 処 理 業	H 22. 11. 5
109	渥美運輸(株) 本社	〃	運 送	H 23. 4. 5
110	ヒルタ工業(株) 豊橋工場	〃	自 動 車 部 品 製 造	H 23. 5. 20
111	(株)上組 豊川支店 豊橋新車整備センター	神 野 西 町	自 動 車 部 品 製 造	H 23. 6. 14
112	(株)上組 豊川支店 東西センター	〃	自 動 車 部 品 製 造	H 24. 5. 14
113	知多産業運輸(株) 豊橋 CKL 危険物倉庫	明 海 町	倉 庫	H 25. 4. 1
114	知多産業運輸(株) 本社	〃	運 送	H 25. 4. 1
115	Groupe PSA Japan(株) 豊橋 VPC	神 野 西 町	輸 入 車 配 送 前 準 備 事 業	H 25. 6. 21
116	(株)中部 明海工場	明 海 町	産 業 廃 棄 物 処 理 業	H 26. 2. 19
117	イノチオファーム豊橋	新 西 浜 町	野 菜 作 農 業	H 28. 8. 30
118	(株)睦運送 本社営業所	明 海 町	貨 物 運 送 事 業	H 29. 3. 23
119	知多産業運輸(株) 豊橋営業所	新 西 浜 町	一 般 貨 物 自 動 車 運 送 業	H 29. 9. 14
120	花王(株) 花王豊橋ロジスティクスセンター	明 海 町	運 輸 業	H 29. 10. 2
121	キョーラク(株) 豊橋第二工場	〃	合 成 樹 脂 製 品 製 造	H 30. 5. 31
122	(株)東海ロジテム	明 海 町	一 般 貨 物 自 動 車 運 送 業	H 31. 7. 6

No.	工 事 ・ 事 業 場 名	所 在 地	事 業 内 容	締結年月日
123	(株)上組 豊川支店 第二御津地区モータープール	新 西 浜 町	自動車関連部品整備業	H 31. 3. 18
124	サーラeパワー(株) 東三河バイオマス発電所	〃	電 気 業	R 1. 5. 17
125	日本通運(株) 豊橋海運事業所 神野西モータープール	神 野 西 町	運 輸 業	R 2. 1. 16
126	あいち家畜市場	新 西 浜 町	卸 売 業	R 2. 3. 31
127	旭ファイバーグラス(株) 中部工場	明 海 町	窯業・土石製品製造	R 2. 10. 15
128	大友ロジスティックスサービス(株) 豊橋営業所	新 西 浜 町	道路貨物運送業	R 3. 4. 16
129	愛知田原バイオマス発電合同会社	明 海 町	発 電 事 業	R 4. 6. 17
130	(株)クレファクト	明 海 町	自動車部品製造	R 4. 9. 12
131	サーラ物流株式会社 明海事業所	明 海 町	貨物自動車運送事業	R 6. 1. 10

(3) 公害苦情発生源別・用途地域別件数

区 分	典 型 7 公 害							その他	合計	割合	
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭				
令和元年度	73	8	0	80	6	0	60	51	278	/	
令和2年度	86	15	0	60	1	0	43	46	251		
令和3年度	42	20	0	60	1	0	30	50	203		
令和4年度	45	21	0	57	1	0	25	45	194		
令和5年度	55	12	0	50	4	0	27	61	209		
( 割 合 )	26.3%	5.7%	0.0%	23.9%	1.9%	0.0%	12.9%	29.2%	100.0%		
発 生 源 別 内 訳	農 業 ・ 林 業 等	15	4	0	1	0	0	10	4	34	16.3%
	建 設 業	8	1	0	14	2	0	0	20	45	21.5%
	製 造 業	4	1	0	12	0	0	5	3	25	12.0%
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.5%
	運 輸 ・ 通 信 業	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.5%
	卸売・小売業・飲食店	1	1	0	6	0	0	4	2	14	6.7%
	サ ー ビ ス 業	0	1	0	4	0	0	3	0	8	3.8%
	公 務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	家 庭 生 活	21	0	0	3	0	0	3	1	28	13.4%
	事 務 所	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5%
	道 路	0	0	0	1	2	0	0	1	4	1.9%
	空 地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	公 園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	神 社 ・ 寺 院 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
そ の 他	4	2	0	5	0	0	1	16	28	13.4%	
不 明	1	2	0	2	0	0	1	14	20	9.6%	
用 途 地 域 別 内 訳	第一種低層住居専用地域	2	0	0	0	1	0	0	1	4	1.9%
	第二種低層住居専用地域	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1.0%
	第一種中高層住居専用地域	1	0	0	8	1	0	0	2	12	5.7%
	第二種中高層住居専用地域	1	1	0	0	0	0	0	1	3	1.4%
	第一種住居地域	4	1	0	8	0	0	0	2	15	7.2%
	第二種住居地域	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5%
	準住居地域	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.5%
	近隣商業地域	1	0	0	6	0	0	2	2	11	5.3%
	商業地域	3	0	0	2	0	0	2	1	8	3.8%
	準工業地域	4	0	0	10	1	0	4	1	20	9.6%
	工業地域	0	1	0	6	0	0	2	0	9	4.3%
	工業専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
市街化調整区域	38	9	0	9	1	0	15	51	123	58.9%	

## 2. 大 気

### (1)大気汚染に係る環境基準

※1 大気の汚染に係る環境基準について

(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)

(最終改正 平成8年10月25日 環境庁告示第73号)

※2 二酸化窒素に係る環境基準について

(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)

(最終改正 平成8年10月25日 環境庁告示第74号)

物 質 名	環 境 基 準	評 価 方 法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )※1	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )※2	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。
一酸化炭素 (CO)※1	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)※1	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m <sup>3</sup> 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (Ox)※1	1時間値が0.06ppm以下であること。	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下に維持されること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

### (2)有害大気汚染に係る環境基準

(平成9年2月4日 環境庁告示第4号)

(最終改正 平成30年11月19日 環境省告示第100号)

ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> (3μg/m <sup>3</sup> )以下であること。	1年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> (130μg/m <sup>3</sup> )以下であること。	1年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> (200μg/m <sup>3</sup> )以下であること。	1年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> (150μg/m <sup>3</sup> )以下であること。	1年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。

### (3)微小粒子状物質に係る環境基準

(平成21年9月9日 環境省告示第33号)

微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値及び1日平均値のうち98パーセント値で評価する。
---------------------------------	---	-------------------------------

(4) 指針値(環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値)

物質	指針値	
アクリロニトリル	年平均値が $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	平成15年9月30日付 環管総発第030930004号通知
塩化ビニルモノマー	年平均値が $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	〃
水銀及びその化合物	年平均値が $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ( $40\text{ng}/\text{m}^3$ )以下	〃
ニッケル化合物	年平均値が $0.025 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ( $25\text{ng}/\text{m}^3$ )以下	〃
クロロホルム	年平均値が $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	平成18年12月20日付 環水大総発第061220001号通知
1,2-ジクロロエタン	年平均値が $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	〃
1,3-ブタジエン	年平均値が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	〃
ヒ素及びその化合物	年平均値が $6\text{ng}/\text{m}^3$ 以下	平成22年10月15日付 環水大総発第101015002号、環水大発第101015004号通知
マンガン及びその化合物	年平均値が $0.14 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	平成26年5月1日付 環水大総発第1405011号通知
塩化メチル	年平均値が $94 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	令和2年8月20日付 環水大総発第2008201号通知
アセトアルデヒド	年平均値が $120 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	〃

(5) 緊急時の発令要件である大気汚染の状態

(大気汚染防止法施行令第11条)

物質名	一般緊急時	重大緊急時
硫黄酸化物	0.2 ppm 3時間	0.5 ppm 3時間 0.7 " 2 "
	0.3 " 2 "	
	0.5 " 1 "	
	0.15 " 48 " (平均値)	
浮遊粒子状物質	2.0 $\text{mg}/\text{m}^3$ 2時間	3.0 $\text{mg}/\text{m}^3$ 3時間
一酸化炭素	30 ppm 1 "	50 ppm 1 "
二酸化窒素	0.5 " 1 "	1 " 1 "
オキシダント	0.12 " 1 "	0.4 " 1 "

(注) 各々1時間値の継続時間を表わす。

(6) 微小粒子状物質(PM2.5) 注意喚起のための暫定的な指針

レベル	暫定的な指針となる値 日平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	行動のめやす	注意喚起の判断に用いる値 ※3	
			午前中の早めの 時間帯での判断 5時~7時	午後からの活動 に備えた判断 5時~12時
			1時間値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1時間値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
II	70超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。(高感受性者※2においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85超	80超
I (環境基準)	70以下 35以下 ※1	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85以下	80以下

※1 環境基準は環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

PM2.5に係る環境基準の短期基準は日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、日平均値の年間98パーセンタイル値で評価

※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等

※3 暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値

(7) ばい煙発生施設等の届出状況

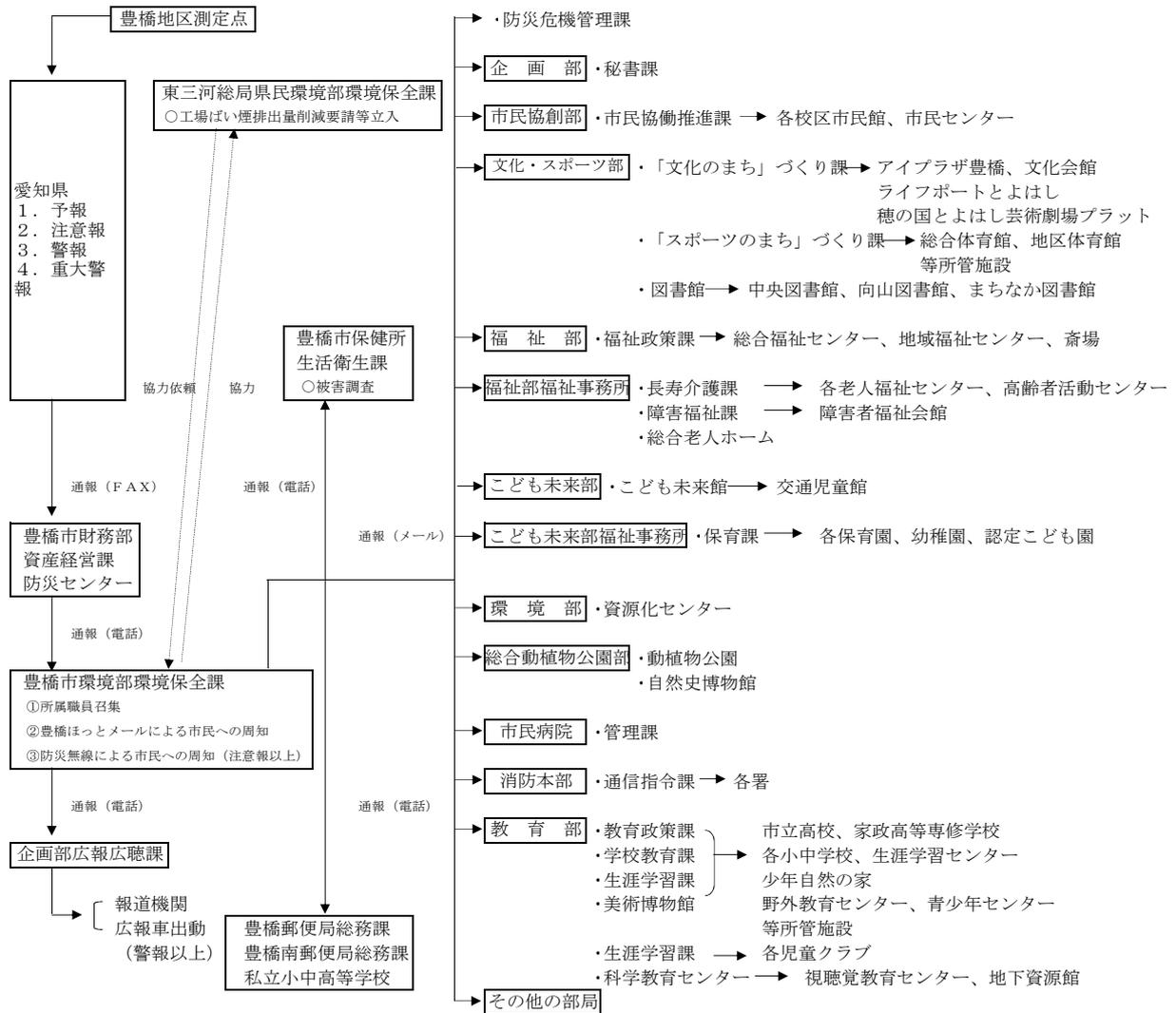
ア. 大気汚染防止法

区分	届出の種類 項番号	施設名	R5年度中の届出施設数					R5年度末 届出 施設数	電気事業 法の累計		
			設置届	使用届	廃止届	変更					
						構造	使用方法等			処理方法	
ばい煙	1	ボイラー	9		8				449	2	
	5	溶解炉							17		
	6	金属加熱炉							26		
	9	熔融炉							1		
	10	反応炉	1						4		
	11	乾燥炉	1						14		
	12	電気炉							2		
	13	廃棄物焼却炉	2						15		
	29	ガスタービン							0	22	
	30	ディーゼル機関							22	121	
	31	ガス機関							0	14	
		合計		13	0	8	0	0	0	550	159
		工場・事業場数		195							
一般粉じん	2	堆積場							41		
	3	コンベア							116		
	4	破砕機・摩砕機			1				50		
	5	ふるい							30		
		合計		0	0	1	0	0	0	237	
		工場・事業場数		36							

イ. 県民の生活環境の保全等に関する条例

区分	届出の種類 項番号	施設名	R5年度中の届出施設数					R5年度末 届出 施設数	
			設置届	使用届	廃止届	変更			
						構造	使用方法等		処理方法
ば  い  煙	1	ボイラー	5		7				570
	5	溶解炉							3
	6	金属加熱炉							2
	12	乾燥炉							9
	14	廃棄物焼却炉							1
	35	ハ. 接着テープ 等製造用施設	11		11				316
	35	ト. 化学工業品 等の製造用施設	6			1		1	49
	37	塗装用乾燥施設							1
	38	フェノール・メラミン・尿 素系樹脂製造用施設							3
	40	鑄造用シェルモールド 中子造型施設							1
		合計	22	0	18	1	0	1	955
	工場・事業場数	378							
	うち大気指定工場等数	15							
粉  じ  ん	2	堆積場							16
	3	コンベア							303
	4	破碎機・粉碎機・ 摩砕機・研磨機							285
	5	ふるい							42
	6	打綿機・混打綿機							2
	7	チップパー・破木機							16
	8	吹付け塗装機							20
		合計	0	0	0	0	0	0	684
		工場・事業場数	116						
炭化水素系物質発生施設			73						

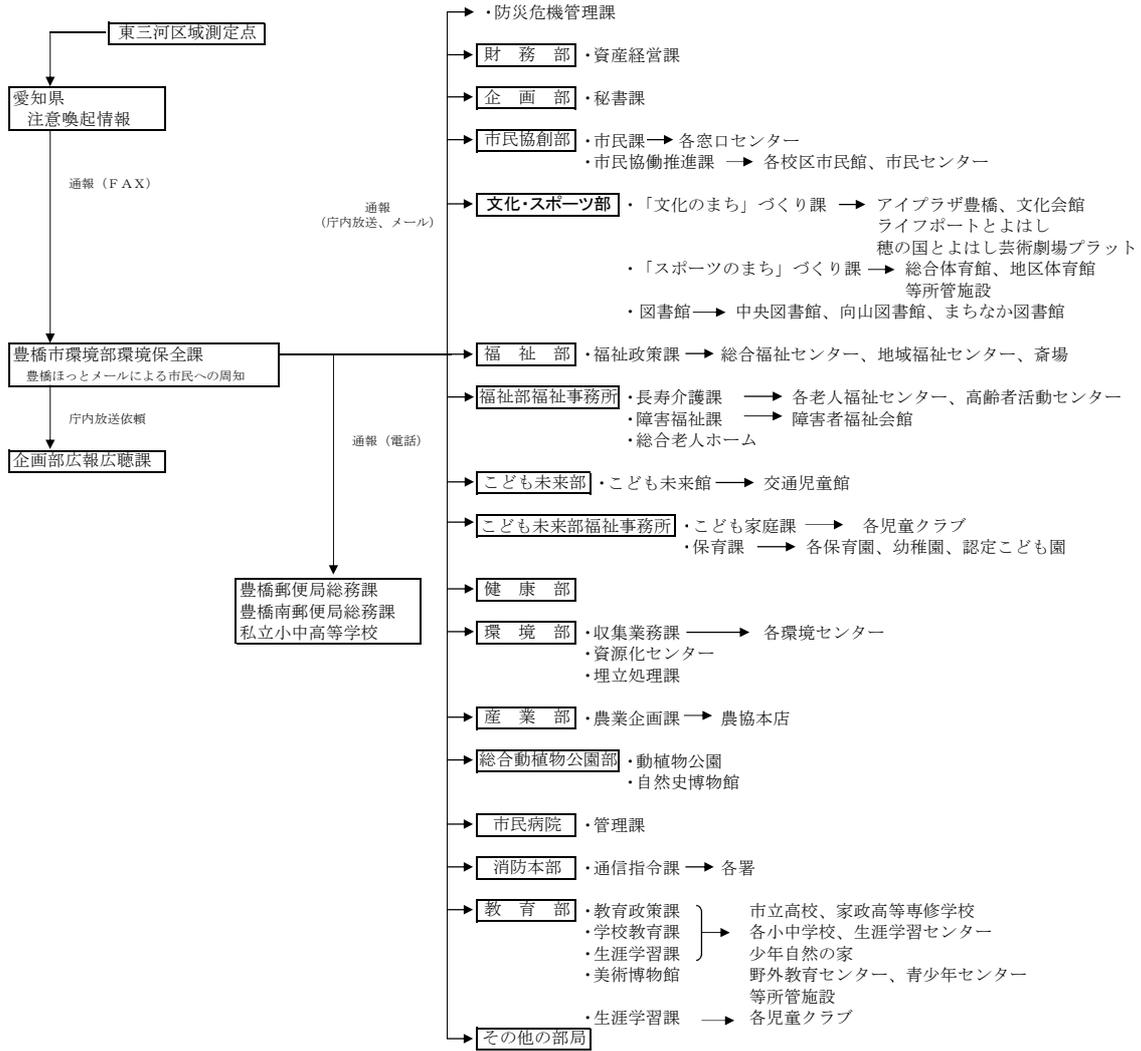




(9) 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る注意喚起通報体制

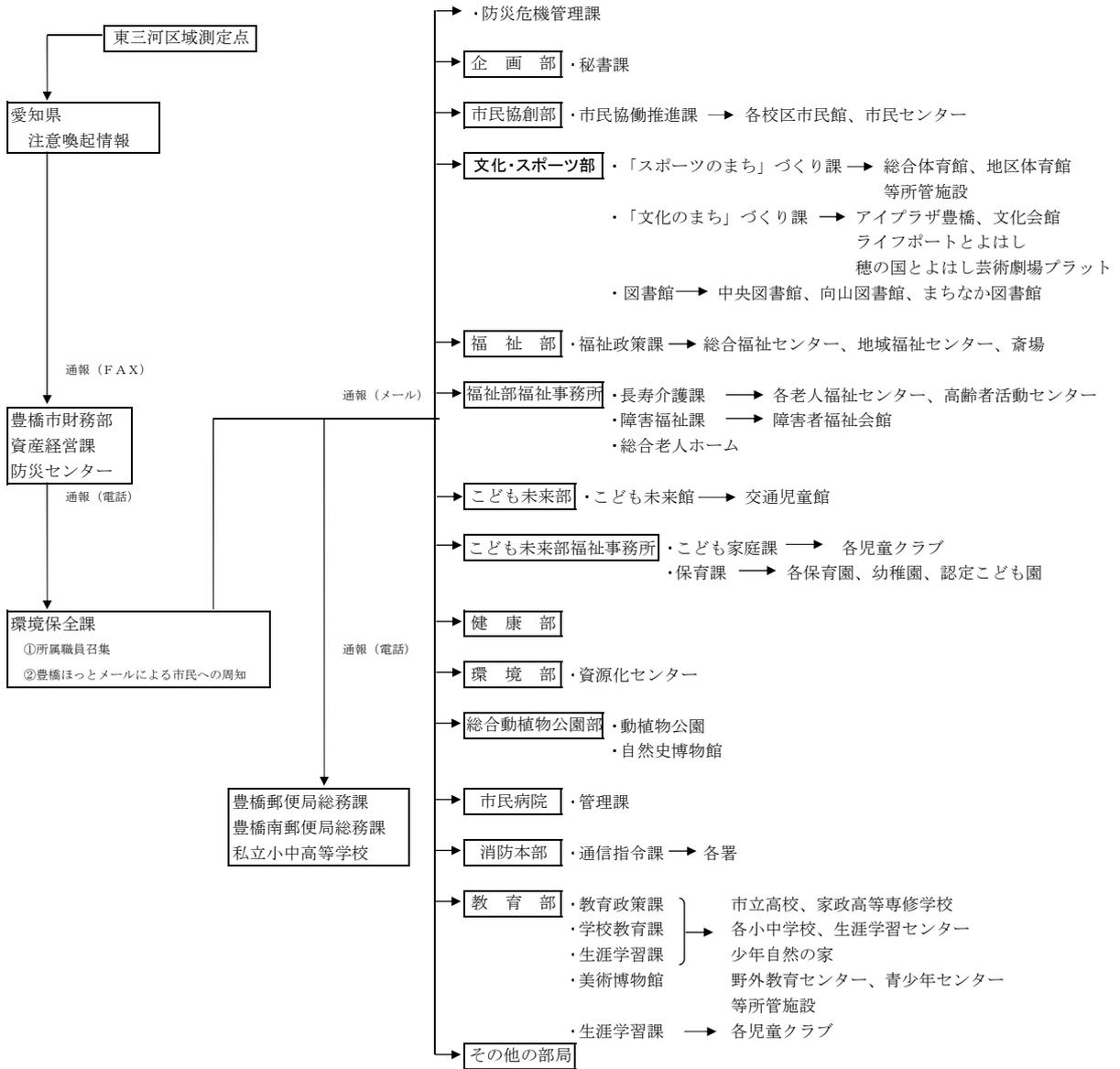
ア. 豊橋市微小粒子状物質 (PM2.5) 通報系統図 (勤務時間内の場合)

(R6. 4. 1現在)



イ. 豊橋市微小粒子状物質 (PM2.5) 通報系統図 (勤務時間外の場合)

(R6.4.1現在)



### 3 水質

#### (1) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

##### ア. 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)  
(最終改正 令和3年10月7日 環境省告示第62号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

イ. 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川(湖沼を除く。)

項目	類型	AA	A	B	C	D	E
	利用目的の 適応性	水道1級 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下 の欄に掲げ るもの	水産3級 工業用水 1級及びD 以下の欄に 掲げるもの	工業用水 2級 農業用水及 びEの欄に 掲げるもの	工業用水 3級 環境保全
水素イオン濃度 (pH)		6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
生物化学的 酸素要求量 (BOD)		1 mg/L 以下	2 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	10 mg/L 以下
浮遊物質 量(SS)		25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	50 mg/L 以下	100 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。
溶存酸素量 (DO)		7.5 mg/L 以上	7.5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	2 mg/L 以上	2 mg/L 以上
大腸菌数		20CFU /100mL 以下	300CFU/ 100mL 以下	1,000CFU /100mL 以下	—	—	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の  
水産生物用

水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

- 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

## 2 海 域

項目	類型	A	B	C
	利用目的の 適応性	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級、工業用水及びC以下の欄に掲げるもの	環 境 保 全
水素イオン濃度(pH)		7.8 以上 8.3 以下	7.8 以上 8.3 以下	7.0 以上 8.3 以下
化学的酸素要求量(COD)		2 mg/L以下	3 mg/L以下	8 mg/L以下
溶存酸素量(DO)		7.5mg/L以上	5 mg/L以上	2 mg/L以上
大腸菌数		300CFU /100mL以下	—	—
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)		検出されないこと。	検出されないこと。	—

- 備考 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。
- 2 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- (注) 1 自然環境保全: 自然採撈等の環境保全  
 2 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級: ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種 及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種 を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- (注) 1 自然環境保全: 自然採撈等の環境保全  
 2 水 産 1 種: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水 産 2 種: 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水 産 3 種: 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

ウ. 東三河地域の公共用水域に係る環境基準の水域類型指定

1 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達成期間	水域区分	備 考	
豊川上流 (宇連川合流点より上流)	AA	イ	豊川等 水 域	昭和46年5月25日 閣議決定	
宇連川 (全 域)	AA	イ			
豊川中流 (宇連川合流点から豊橋市下条上水道取水地点まで)	A	イ		平成29年3月31日 愛知県告示 昭和46年5月25日 閣議決定	
豊川下流 (下条上水道取水地点より下流)	A	イ			
豊川放水路 (全 域)	B	イ			
梅田川 (静岡県に属する水域を除く。)	C	イ			平成29年3月31日 愛知県告示 昭和50年3月31日 愛知県告示
音羽川 (全 域)	B	イ			平成29年3月31日 愛知県告示 昭和62年3月30日 愛知県告示
佐奈川 (全 域)	C	イ			
汐 川 (全 域)	D	イ			平成29年3月31日 愛知県告示 昭和62年3月30日 愛知県告示
蒲郡地先海域	C	ロ	渥美湾 水 域	昭和46年5月25日 閣議決定	
神野・田原地先海域	C	ロ			
渥 美 湾 (甲)	B	イ			
渥 美 湾 (乙)	A	イ			

備考 達成期間の分類は、次のとおりである。

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 3 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

2 全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達 成 期 間	備 考
三 河 湾 (ロ)	Ⅲ	直ちに達成	平成17年3月25日 愛知県告示 平成7年10月11日 愛知県告示
三 河 湾 (ハ)	Ⅱ	5年以内で可及的速やかに達成	

3 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達成期間	水域区分	備 考
豊川上流 (布里堰堤より上流)	生物A	イ	豊川等 水 域	平成25年12月24日 愛知県告示
宇連川上流 (養乙女橋より上流)	生物A	イ		
豊川下流 (布里堰堤より下流)	生物B	イ		
宇連川下流 (養乙女橋より下流)	生物B	イ		
豊川放水路 (全 域)	生物B	イ		
梅田川 (静岡県に属する水域を除く。)	生物B	イ		
音羽川 (全 域)	生物B	イ		
佐奈川 (全 域)	生物B	ロ		
汐 川 (全 域)	生物B	イ		
三河湾 (ロ)	生物特A	イ	三河湾 水域	令和4年3月29日 愛知県告示
三河湾 (ニ)	生物A	イ		
三河湾 (ホ)	生物特A	イ		

備考 達成期間の分類は、次のとおりである。

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 3 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

エ. 人の健康の保護に係る要監視項目及び指針値

(平成5年3月8日 環水管21号)

(最終改正 令和2年5月28日 環水大 wat 第2005281号・環水大土 第2005282号)

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェントロチオン(MEP)	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
オキシシン銅(有機銅)	0.04 mg/L以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下
ジクロロボス(DDVP)	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
全マンガン	0.2 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下
PFOS及びPFOA	0.00005 mg/L以下(暫定) <sup>※</sup>

※PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

オ. 水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値

(平成15年11月5日 環水企発第031105001号・環水管発第031105001号)

(最終改正 平成25年3月27日 環水大発第1303272号)

項 目	類 型	指 針 値
クロロホルム	生物A	0.7 mg/L以下
	生物特A	0.006 mg/L以下
	生物B	3 mg/L以下
	生物特B	3 mg/L以下
フェノール	生物A	0.05 mg/L以下
	生物特A	0.01 mg/L以下
	生物B	0.08 mg/L以下
	生物特B	0.01 mg/L以下
ホルムアルデヒド	生物A	1 mg/L以下
	生物特A	1 mg/L以下
	生物B	1 mg/L以下
	生物特B	1 mg/L以下
4-tert-オクチルフェノール	生物A	0.001 mg/L以下
	生物特A	0.0007 mg/L以下
	生物B	0.004 mg/L以下
	生物特B	0.003 mg/L以下
アニリン	生物A	0.02 mg/L以下
	生物特A	0.02 mg/L以下
	生物B	0.02 mg/L以下
	生物特B	0.02 mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	生物A	0.03 mg/L以下
	生物特A	0.003 mg/L以下
	生物B	0.03 mg/L以下
	生物特B	0.02 mg/L以下

(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準等

ア. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日 環境庁告示第10号)  
(最終改正 令和3年10月7日 環境省告示第63号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度とJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

イ. 人の健康の保護に係る要監視項目及び指針値

(平成5年3月8日 環水管21号)

(最終改正 令和2年5月28日 環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号)

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
オキシシン銅(有機銅)	0.04 mg/L以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	0.02 mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
全マンガ	0.2 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下
PFOS及びPFOA	0.00005 mg/L以下(暫定)※

※PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

### (3) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)  
(最終改正 令和2年4月2日 環境省告示第44号)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農地用(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農地用(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

(注) 汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他当該物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

## (4)河川の水質平均値の経年変化(平成26年度～令和5年度)

(単位) 流量:m<sup>3</sup>/sec、BOD、COD、全窒素、全磷:mg/L

調査地点名	項目	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
豊川 三上橋	流量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	BOD	1.3	0.7	0.8	0.7	0.7	1.2	1.3	1.9	1.0	1.0
	COD	2.4	2.6	2.4	2.2	2.3	1.6	2.2	1.6	1.8	1.8
	全窒素	0.92	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	0.97	0.92	0.76	0.76
	全磷	0.026	0.029	0.024	0.028	0.026	0.019	0.027	0.019	0.022	0.022
豊川 渡津橋	流量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	BOD	0.9	0.7	1.8	1.0	1.2	1.1	1.6	1.8	0.9	0.9
	COD	3.3	3.3	3.5	3.6	2.8	2.0	3.9	2.7	3.3	3.3
	全窒素	0.92	1.1	0.91	0.95	0.90	1.1	0.92	0.86	1.3	1.3
	全磷	0.051	0.061	0.053	0.066	0.043	0.034	0.060	0.032	0.050	0.050
豊川放水路 前芝大橋	流量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	BOD	1.6	0.9	1.9	1.5	0.9	1.1	1.6	1.7	1.8	1.8
	COD	4.4	3.9	4.1	3.5	2.9	3.0	4.7	3.7	4.2	4.2
	全窒素	1.0	1.3	0.90	0.89	1.0	1.3	0.86	0.82	1.4	1.4
	全磷	0.094	0.080	0.084	0.078	0.050	0.074	0.093	0.059	0.10	0.10
間川 六盃橋	流量	0.564	0.531	0.564	0.518	0.554	0.555	-	-	-	-
	BOD	0.8	0.7	1.3	0.7	1.2	1.1	1.8	1.7	1.5	1.5
	COD	3.3	3.4	3.9	2.8	2.9	2.3	3.7	2.3	2.1	2.1
	全窒素	2.4	2.6	2.4	1.8	1.7	1.8	1.6	1.7	1.6	1.6
	全磷	0.059	0.065	0.067	0.039	0.056	0.049	0.073	0.039	0.035	0.035
神田川 神田川橋	流量	0.786	0.642	0.749	0.369	0.679	0.670	-	-	-	-
	BOD	0.7	0.7	1.1	0.8	1.4	1.4	1.3	1.7	1.2	1.2
	COD	2.6	2.9	2.8	2.9	2.6	2.1	3.2	2.6	2.2	2.2
	全窒素	1.7	1.8	1.6	1.8	1.4	1.5	1.4	1.4	1.3	1.3
	全磷	0.084	0.11	0.093	0.12	0.10	0.082	0.13	0.097	0.10	0.10
朝倉川 境橋	流量	0.381	0.415	0.407	0.269	0.491	0.485	-	-	-	-
	BOD	0.6	0.8	0.8	0.7	1.3	1.6	1.4	1.9	1.2	1.2
	COD	2.6	2.7	3.0	2.5	2.7	2.4	3.7	2.4	2.5	2.5
	全窒素	1.9	2.1	2.4	2.6	2.2	2.5	3.5	2.8	2.1	2.1
	全磷	0.17	0.24	0.20	0.16	0.26	0.078	0.27	0.26	0.25	0.25

(単位) 流量:m<sup>3</sup>/sec、BOD、COD、全窒素、全磷:mg/L

調査地点名	項目	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
柳生川 柳生橋(～R2) 下立合橋(R3～)※	流 量	0.311	0.287	0.374	0.294	0.352	0.304	0.283	0.264	0.246	0.415
	B O D	3.2	6.3	2.7	4.8	2.7	3.4	3.3	4.3	2.8	2.5
	C O D	6.9	8.6	6.4	8.4	6.3	6.4	6.3	6.4	5.7	5.5
	全窒素	3.0	3.5	2.4	2.8	3.0	3.3	3.1	3.9	3.2	2.6
	全 磷	0.29	0.39	0.32	0.29	0.33	0.33	0.34	0.40	0.32	0.25
梅田川 飛越橋	流 量	0.380	0.362	0.423	0.314	0.506	0.339	0.302	0.357	0.325	0.453
	B O D	3.1	3.6	5.0	3.4	4.2	6.5	4.0	5.6	4.1	3.8
	C O D	7.2	7.5	8.4	7.3	7.5	8.0	7.6	6.8	7.5	7.8
	全窒素	6.3	6.8	6.1	5.7	6.3	6.2	5.5	6.7	6.5	5.6
	全 磷	1.1	1.1	1.2	0.59	0.63	0.74	0.94	0.77	1.1	1.1
梅田川 御厩橋	流 量	0.989	1.276	1.253	0.968	1.460	1.134	1.013	1.043	1.058	1.316
	B O D	1.9	3.3	2.9	2.8	2.8	3.4	3.4	3.5	2.7	3.0
	C O D	6.1	6.6	6.1	6.6	6.3	6.1	6.5	6.2	6.2	6.7
	全窒素	7.4	8.7	7.3	7.3	7.6	7.5	7.6	9.1	7.3	6.6
	全 磷	0.57	0.57	0.55	0.45	0.48	0.48	0.49	0.50	0.51	0.58
梅田川 植田橋	流 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	B O D	2.8	3.8	3.7	2.9	4.1	2.5	2.5	4.0	3.4	1.9
	C O D	7.2	6.6	7.5	6.5	4.6	7.4	6.4	6.7	6.2	5.3
	全窒素	5.2	7.3	6.8	6.3	4.8	6.2	5.4	5.7	6.3	5.2
	全 磷	0.52	0.62	0.58	0.59	0.50	0.53	0.50	0.43	0.50	0.44

※柳生川 柳生橋はR3年度から下立合橋に変更

(単位) 流量:m<sup>3</sup>/sec、BOD、COD、全窒素、全燐:mg/L

調査地点名	項目	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
浜田川 佐久良橋	流量	0.395	0.459	0.330	0.404	0.455	0.468	0.383	0.078	0.352	0.473
	BOD	2.0	2.2	2.8	2.5	2.9	2.5	3.8	3.0	2.5	1.8
	COD	6.6	5.5	7.2	6.4	5.2	6.1	7.0	5.6	5.4	5.7
	全窒素 全燐	8.7 0.62	10 0.74	11 0.72	8.8 0.82	6.8 0.79	10 1.1	11 0.78	8.7 0.70	8.2 0.55	7.9 0.57
佐奈川 浜田橋	流量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	BOD	1.3	0.7	2.3	1.8	1.1	1.4	1.1	1.2	2.1	0.7
	COD	4.1	2.4	5.5	3.7	3.2	2.4	3.7	2.9	2.9	2.7
	全窒素 全燐	4.7 0.29	4.2 0.21	4.6 0.23	4.3 0.27	3.5 0.16	4.4 0.19	4.1 0.26	3.7 0.17	3.6 0.20	3.1 0.22
牛川第一 雨水幹線 朝倉川 合流点手前	流量	0.069	0.089	0.109	0.093	0.108	0.052	0.065	0.052	0.086	0.071
	BOD	0.6	0.9	1.7	0.9	0.8	1.5	0.8	2.3	1.3	0.8
	COD	1.5	1.3	2.0	1.7	1.6	1.5	1.8	1.5	2.1	1.6
	全窒素 全燐	2.9 0.23	2.9 0.65	3.7 0.69	3.6 0.32	2.9 0.20	5.4 0.64	5.7 0.23	4.5 0.52	4.4 0.52	4.7 0.43
江川 東海道 本線下	流量	0.109	0.353	0.095	0.438	0.108	0.140	0.135	0.118	0.708	0.111
	BOD	2.1	1.1	2.7	1.9	1.2	1.9	1.7	1.5	1.5	1.5
	COD	5.7	4.8	8.0	5.4	4.4	4.7	5.4	4.4	4.2	4.8
	全窒素 全燐	2.0 0.23	2.3 0.42	2.7 0.36	1.9 0.43	1.7 0.31	2.2 0.16	1.8 0.18	2.6 0.18	2.3 0.23	1.4 0.20
二十間川 二十間橋	流量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	BOD	3.8	4.2	4.5	5.8	3.2	3.3	3.5	3.8	6.0	3.1
	COD	7.8	7.9	8.9	9.0	5.6	7.7	8.7	8.0	9.2	7.6
	全窒素 全燐	2.2 0.28	1.4 0.31	2.4 0.36	2.2 0.35	1.7 0.37	1.8 0.22	1.8 0.38	2.0 0.34	2.1 0.29	2.1 0.42
殿田川 柳生川 合流点手前	流量	0.066	0.065	0.176	0.128	0.161	0.076	0.163	0.215	0.116	0.121
	BOD	7.6	8.4	7.7	8.8	6.0	4.5	7.7	9.7	5.7	3.8
	COD	9.6	8.9	9.8	11	5.8	7.4	9.8	10	8.8	9.8
	全窒素 全燐	4.7 0.75	5.0 0.94	5.3 0.87	5.3 0.96	3.6 0.69	5.0 0.64	5.7 0.95	6.3 1.1	5.4 0.84	4.5 0.58
山中川 本興寺橋	流量	0.220	0.150	0.131	0.157	0.162	0.160	0.123	0.106	0.135	0.259
	BOD	1.9	1.9	3.4	2.2	2.3	2.5	1.7	3.7	2.5	2.1
	COD	5.4	4.7	5.6	5.1	4.0	5.4	5.3	6.3	5.0	4.6
	全窒素 全燐	2.0 0.16	2.1 0.22	2.4 0.19	2.9 0.22	2.1 0.22	2.6 0.19	2.6 0.19	2.6 0.37	2.2 0.16	1.7 0.19

(単位) 流量:m<sup>3</sup>/sec、BOD、COD、全窒素、全燐:mg/L

調査地点名	項目	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
(県)境川 東海道 新幹線下	流量	0.088	0.107	0.063	0.097	0.128	0.110	0.070	0.119	0.061	0.117
	BOD	3.3	1.2	2.2	2.6	1.5	2.4	1.5	2.3	3.0	2.4
	COD	6.6	5.8	5.5	6.3	3.9	5.1	5.5	4.3	5.4	6.5
	全窒素	7.4	5.7	9.2	6.6	5.5	6.5	7.6	5.6	5.2	6.0
	全燐	0.46	0.39	0.27	0.30	0.23	0.20	0.30	0.33	0.31	0.35
落合川 落合橋	流量	0.260	0.251	0.237	0.174	0.251	0.220	0.176	0.273	0.326	0.300
	BOD	4.4	2.4	2.9	5.6	6.1	3.2	4.7	6.3	2.6	4.4
	COD	8.4	6.9	7.7	10	6.1	7.9	7.8	10	7.6	6.0
	全窒素	11	12	16	12	9.1	15	15	13	10	10
	全燐	0.69	0.60	0.69	0.73	0.70	0.61	0.63	0.53	0.53	0.62
権茂川 梅田川 合流点手前	流量	0.108	0.129	0.106	0.108	0.156	0.096	0.046	0.140	0.112	0.106
	BOD	7.7	8.3	5.3	5.6	4.2	16	8.9	3.9	4.9	5.5
	COD	9.1	6.8	6.8	6.5	5.5	7.9	7.5	5.4	6.2	7.5
	全窒素	12	10	11	8.2	7.8	9.8	8.5	9.3	9.9	8.1
	全燐	0.38	0.39	0.37	0.36	0.35	0.32	0.32	0.50	0.38	0.44
坪口川 坪口橋	流量	0.036	0.062	0.063	0.058	0.061	0.057	0.075	0.077	0.039	0.060
	BOD	3.7	4.1	5.1	3.0	2.9	3.6	3.7	2.6	2.1	2.0
	COD	6.7	5.7	7.5	5.7	5.1	6.0	4.6	4.9	5.0	4.1
	全窒素	12	13	15	11	9.3	11	9.3	13	8.9	7.2
	全燐	0.73	0.69	0.93	0.80	0.82	0.81	0.64	0.81	0.71	0.52
西の川 鎌田橋	流量	0.235	0.233	0.150	0.295	0.204	0.200	0.318	0.284	0.403	0.215
	BOD	3.0	3.1	3.5	3.5	5.7	6.5	2.8	3.8	4.2	4.0
	COD	7.1	6.6	7.2	6.5	5.3	7.7	6.2	6.7	6.4	6.5
	全窒素	11	11	14	10	8.8	12	11	13	11	9.7
	全燐	0.69	0.80	0.70	0.68	0.71	0.90	0.74	0.78	0.61	0.69
内張川 塩浜橋	流量	0.019	0.035	0.064	0.035	0.103	0.050	0.075	0.028	0.054	0.038
	BOD	1.8	0.8	1.9	1.0	1.7	1.9	1.3	2.0	1.7	1.1
	COD	4.4	3.9	3.8	3.4	3.8	4.7	4.0	4.7	4.4	4.0
	全窒素	3.7	4.6	5.4	4.3	2.9	4.4	3.6	3.4	3.7	3.0
	全燐	0.10	0.23	0.063	0.084	0.11	0.076	0.098	0.15	0.13	0.12
境川 万溪橋	流量	0.084	0.072	0.057	0.077	0.128	0.086	0.064	0.112	0.096	0.105
	BOD	2.7	1.5	3.3	2.7	1.7	2.7	1.5	1.6	1.8	2.3
	COD	7.0	5.9	6.9	6.6	3.6	5.4	5.2	4.1	4.6	4.6
	全窒素	4.7	5.1	4.3	4.9	2.5	3.5	3.7	3.3	2.6	2.2
	全燐	0.69	0.64	0.53	0.63	0.39	0.35	0.29	0.23	0.25	0.28

(単位) 流量:m<sup>3</sup>/sec、BOD、COD、全窒素、全燐:mg/L

調査地点名	項目	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
紙田川 境橋	流量	0.370	0.359	0.393	0.389	0.354	0.360	0.347	0.105	0.260	0.779
	BOD	4.8	6.5	5.3	5.2	5.0	5.7	4.2	3.9	11	6.5
	COD	8.2	8.4	8.9	7.1	5.9	7.0	8.3	6.5	11	7.3
	全窒素	11	12	14	11	8.0	12	14	13	12	9.4
	全燐	0.92	1.2	1.0	0.85	0.61	0.69	0.83	0.69	0.89	0.77
切畑川 国道259号線下	流量	0.028	0.016	0.027	0.029	0.034	0.015	0.029	0.029	0.020	0.013
	BOD	43	26	12	26	8.5	8.0	9.7	7.1	5.6	8.0
	COD	43	33	16	120	11	12	13	10	10	13
	全窒素	25	22	18	34	9.2	12	14	15	10	11
	全燐	3.7	2.4	2.4	5.4	1.3	1.5	1.3	1.2	1.0	0.92
精進川 梅田川合流点手前	流量	0.063	0.087	0.164	0.091	0.099	0.068	0.075	0.096	0.077	0.110
	BOD	2.2	3.6	2.7	3.3	2.3	3.7	4.7	4.4	3.0	14
	COD	5.0	5.2	5.8	6.5	5.3	6.4	14	16	11	16
	全窒素	6.2	8.6	9.8	6.3	7.4	9.4	14	14	11	12
	全燐	0.16	0.24	0.20	0.18	0.18	0.14	0.31	0.45	0.29	0.52
沢渡川 梅田川合流点手前	流量	0.020	0.024	0.030	0.037	0.046	0.020	0.030	0.038	0.034	0.023
	BOD	6.3	3.6	4.4	5.6	3.3	4.7	3.1	5.3	6.0	4.7
	COD	10	9.3	7.6	9.5	5.9	9.3	7.3	8.3	9.2	8.5
	全窒素	7.4	6.6	11	7.9	6.4	6.9	7.5	9.2	9.0	7.5
	全燐	0.30	0.32	0.33	0.33	0.31	0.11	0.19	0.19	0.24	0.25
藤並川 梅田川合流点手前	流量	0.011	0.014	0.017	0.025	0.022	0.019	0.020	0.037	0.040	0.023
	BOD	3.3	2.5	4.1	4.1	2.8	2.3	3.0	1.9	2.6	3.6
	COD	5.9	5.3	6.6	7.9	3.7	5.4	6.1	4.9	6.1	5.8
	全窒素	6.7	6.5	9.1	6.8	5.7	6.3	7.6	6.3	6.7	6.6
	全燐	0.64	0.75	0.83	0.96	0.66	0.56	0.81	0.69	0.84	0.87
百々川 梅田川合流点手前	流量	0.015	0.014	0.040	0.015	0.018	0.013	0.024	0.041	0.030	0.017
	BOD	4.7	3.5	4.1	3.8	4.7	6.0	3.9	3.6	2.6	3.5
	COD	9.2	7.8	8.9	7.0	5.7	8.6	9.9	8.5	5.3	8.3
	全窒素	5.0	4.5	6.8	3.3	4.4	6.1	7.5	4.3	2.3	4.4
	全燐	1.2	1.0	1.4	0.83	1.0	1.3	1.2	1.2	0.52	1.20
植田大池排水路	流量	0.023	0.060	0.010	0.023	0.020	0.030	0.035	0.047	0.011	0.057
	BOD	7.0	4.9	4.1	6.4	5.3	3.2	3.9	5.4	5.4	4.6
	COD	11	8.0	7.0	9.0	4.9	7.0	7.4	7.8	5.6	7.7
	全窒素	10	8.4	12	10	7.4	5.2	6.0	5.9	8.0	5.1
	全燐	0.96	0.67	0.87	0.79	0.81	0.43	0.41	0.52	0.56	0.47

## (5) 海域の水質平均値の経年変化(平成26年度～令和5年度)

(mg/L)

調査地点名	測定項目		26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
渥美湾(甲)	C O D	表層	4.5	5.9	4.6	4.8	4.3	3.9	4.3	4.5	4.5	4.5
		中層	4.3	4.9	4.2	4.2	3.7	3.3	4.2	4.8	4.3	4.4
		全層	4.4	5.4	4.4	4.5	4.0	3.6	4.3	4.6	4.4	4.5
(A-13)	全窒素	表層	0.63	0.60	0.63	0.67	1.1	0.78	0.54	0.92	0.84	1.0
		中層	0.53	0.53	0.39	0.45	0.44	0.48	0.34	0.58	0.54	0.51
		全層	0.59	0.57	0.51	0.56	0.77	0.63	0.44	0.75	0.69	0.77
新西浜沖	全燐	表層	0.049	0.062	0.062	0.072	0.088	0.066	0.075	0.086	0.087	0.089
		中層	0.053	0.053	0.059	0.055	0.047	0.070	0.047	0.059	0.068	0.055
		全層	0.054	0.057	0.061	0.064	0.068	0.068	0.061	0.072	0.077	0.072
神野・田原地先海域 (A-11)	C O D	表層	4.0	6.0	4.5	4.3	3.8	3.6	4.4	4.3	4.1	4.5
		中層	3.9	4.5	4.2	3.5	3.1	3.1	4.1	4.2	3.5	4.2
		下層	3.7	4.8	3.7	3.7	3.2	3.1	3.8	3.8	3.4	3.8
		全層	3.9	5.1	4.2	3.8	3.4	3.3	4.1	4.1	3.6	4.2
二十間川沖	全窒素	表層	0.63	0.63	0.41	0.41	0.47	0.46	0.35	0.50	0.47	0.61
		中層	0.41	0.42	0.42	0.31	0.36	0.41	0.34	0.49	0.40	0.47
		下層	0.41	0.36	0.38	0.29	0.40	0.38	0.32	0.39	0.44	0.40
		全層	0.48	0.47	0.40	0.34	0.41	0.42	0.34	0.46	0.44	0.49
二十間川沖	全燐	表層	0.054	0.079	0.050	0.046	0.061	0.056	0.048	0.057	0.060	0.069
		中層	0.048	0.045	0.048	0.044	0.045	0.060	0.044	0.052	0.054	0.049
		下層	0.056	0.047	0.058	0.040	0.046	0.060	0.049	0.057	0.064	0.057
		全層	0.053	0.057	0.052	0.046	0.050	0.059	0.047	0.056	0.059	0.058
神野・田原地先海域 (A-3)	C O D	表層	7.1	7.3	6.9	6.3	5.0	4.7	5.7	6.1	5.8	5.5
		中層	3.7	4.5	3.6	3.7	3.0	2.8	4.3	4.2	3.6	3.9
		全層	5.6	5.9	5.3	5.0	4.0	3.8	5.0	5.1	4.7	4.7
神野ふ頭	全窒素	表層	2.3	1.9	2.1	2.6	3.1	2.9	2.2	3.1	3.0	3.4
		中層	0.55	0.45	0.52	0.63	0.61	0.75	0.59	0.90	0.84	0.68
		全層	1.4	1.2	1.3	1.6	1.8	1.8	1.4	2.0	1.9	2.0
神野ふ頭	全燐	表層	0.25	0.23	0.25	0.22	0.24	0.28	0.26	0.25	0.24	0.31
		中層	0.10	0.084	0.088	0.10	0.15	0.11	0.089	0.15	0.11	0.098
		全層	0.21	0.16	0.17	0.16	0.20	0.20	0.18	0.20	0.17	0.21
神野・田原地先海域 (A-12)	C O D	表層	4.9	6.4	4.8	4.6	3.6	3.2	4.6	4.8	6.3	3.9
		中層	3.6	4.7	3.3	3.7	2.6	2.6	3.6	3.5	3.4	3.6
		全層	4.6	5.6	4.1	4.2	3.1	2.9	4.1	4.2	4.8	3.8
木材港	全窒素	表層	1.2	1.3	0.90	1.2	0.87	0.97	0.98	1.3	1.5	1.7
		中層	0.52	0.54	0.48	0.48	0.57	0.78	0.40	0.66	0.52	0.79
		全層	0.87	0.91	0.71	0.86	0.72	0.88	0.69	0.99	1.0	1.2
木材港	全燐	表層	0.16	0.15	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	0.18	0.22	0.20
		中層	0.083	0.089	0.090	0.076	0.11	0.11	0.10	0.10	0.092	0.097
		全層	0.16	0.12	0.12	0.11	0.12	0.12	0.12	0.14	0.15	0.15

(6) 底質調査結果

調査地点		豊川	豊川	柳生川	梅田川	海域	海域	海域	海域	
		渡津橋	放水路 前芝 大橋	下立合 橋	御厩橋	A-3 神野 ふ頭	A-11 二十間 川沖	A-12 木材港	A-13 新西浜沖	
測定項目	採取年月日	令和5年10月6日				令和5年11月16日				
		一般項目	気温	℃	21.5	20.1	24.4	24.3	13.0	10.5
泥温	℃		21.8	24.4	22.9	21.5	16.1	17.0	17.0	15.8
臭気			微海藻 臭	微海藻 臭	微土臭	微土臭	微硫化 水素臭	微硫化 水素臭	微硫化 水素臭	微硫化 水素臭
強熱減量	%		3.8	3.0	0.9	1.5	15.4	18.4	15.0	18.9
含水率	%		20.3	21.5	16.5	19.2	67.3	75.5	63.9	78.6
酸化還元電位	mV		+230	+150	+380	+410	-350	-250	-320	-370
pH			8.2	8.3	7.3	7.1	7.7	7.5	7.5	7.2
C O D	mg/g		5.2	3.7	1.3	6.2	12	17	17	17
健康項目	カドミウム	mg/kg	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.50	0.54	0.25	0.33
	全シアン	mg/kg	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	鉛	mg/kg	3.0	3.5	3.0	4.9	47	31	29	32
	砒素	mg/kg	1.1	1.3	0.6	1.1	19	20	18	21
	総水銀	mg/kg	0.01	0.02	0.01	0.01	0.21	0.33	0.15	0.38
	PCB	mg/kg	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
特殊項目	フェノール類	mg/kg	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
	銅	mg/kg	9.3	8.7	15	15	71	88	49	100
	亜鉛	mg/kg	37	30	44	67	510	300	240	330
	クロム	mg/kg	23	29	20	16	100	170	100	160
	全窒素	mg/kg	390	500	52	150	4200	5200	3600	6800
	全燐	mg/kg	240	210	180	310	1700	790	2500	1100

(注) 底質の処理・処分等に関する指針

- ①ダイオキシン類 150pg-TEQ/gを超えるもの
- ②水 銀 25mg/kgを超えるもの(河川・湖沼)  
 海域については平均潮差、溶出率及び安全率等により算出した値とする。  
 ただし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。  
 河口部において潮汐の影響を強く受ける場合は海域に準ずる。
- ③P C B 10mg/Kgを超えるもの

#### 4. 騒音・振動

##### (1) 騒音・振動に係る環境基準

###### ア. 騒音の環境基準

昭和 46 年 5 月 25 日 閣議決定

改正 平成 7 年 11 月 29 日 愛知県告示第 895 号

改正 平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

改正 平成 11 年 3 月 26 日 愛知県告示第 261 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日 豊橋市告示第 124 号

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	2車線以上の車線 を有する道路 に面する地域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
	2車線以上の車線 を有する道路 に面する地域			65 デシベル 以下	60 デシベル 以下	
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 <small>都市計画区域で用途地域の定められていない地域</small>					
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下	車線を有する道路 に面する地域		

時間区分: 昼間…6:00～22:00 夜間…22:00～翌日の6:00

(備考) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

※ 「幹線道路を担う道路に近接する空間(高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道等の道路端から15ないし20メートルの範囲)」については、特例として次の基準が定められている。

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては、45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下)によることができる。	

###### イ. 新幹線鉄道騒音に係る騒音の環境基準

昭和 50 年 7 月 29 日 環境庁告示第 46 号

昭和 52 年 4 月 30 日 愛知県告示第484号

改正 平成 7 年 11 月 29 日 愛知県告示第897号

地域の種類	該当地域	基準値
I	第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域及び市街化調整区域	70 デシベル以下
II	近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域	75 デシベル以下

東海道新幹線の線路の中心線から左右両側にそれぞれ400メートルまでの地域。ただし、鉄けた橋りょうについては、左右両側にそれぞれ600メートルまでの地域及び橋りょうの橋けたの先端部と線路の中心線の交点を中心に、それぞれ橋りょうの反対側に半径600メートルの円内の地域とし、トンネルのうち、坂の坂トンネルに限り、トンネルの出入口と線路の中心線の交点を中心にそれぞれトンネル側に半径400メートルの円内の地域。ただし東海道新幹線敷地、河川敷及び工業専用地域を除く。

(2)騒音・振動に係る限度値

ア. 自動車騒音の限度

昭和 46 年 6 月 23 日 総理府 令第 3 号  
 厚生省  
 昭和 50 年 3 月 26 日 愛知県告示第269号  
 改正 平成 5 年 10 月 28 日 総理府 令第 47 号  
 改正 平成 7 年 11 月 29 日 愛知県告示第894号  
 改正 平成 11 年 3 月 17 日 豊橋市告示第 50 号  
 改正 平成 12 年 3 月 17 日 豊橋市告示第 52 号

区域 区分	該 当 地 域	道 路 に 面 す る 区 域				幹 線 道 路 近 接 区 域	
		1 車 線		2 車 線 以 上		昼 間	夜 間
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間		
a	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	65 デシベル	55 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	75 デシベル	70 デシベル
	b			第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	75 デシベル		
c		近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	75 デシベル	70 デシベル	75 デシベル		

時間区分: 昼間…6:00～22:00 夜間…22:00～翌日の6:00

イ. 道路交通振動の限度

昭和 52 年 10 月 17 日 愛知県告示第1049号  
 改正 平成 7 年 11 月 29 日 愛知県告示第 900 号  
 改正 平成 11 年 3 月 17 日 豊橋市告示第 51 号

区域の 区 分	地 域	時 間 の 区 分	昼 間	夜 間
			7 時 ～ 20 時	20 時 ～ 7 時
第1種 区 域	第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域及び準住居地域		65 デシベル	60 デシベル
第2種 区 域	近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域 市街化調整区域		70 デシベル	65 デシベル

## 5. 悪臭

### (1) 悪臭防止法に基づく規制地域

規制地域は市内全域で、その区分は次のとおりです。

地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
該当する地域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域	準工業地域 工業地域 市街化調整区域のうち住宅団地	工業専用地域 市街化調整区域
色分け	赤	黄	緑

備考 この表において、赤、黄及び緑とは悪臭規制地域図における当該地域を表す色を指し、同図面は本市環境部環境保全課に備えています。

### (2) 悪臭防止法に基づく規制基準

規制基準は次のとおりです。

区 分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
工場事業場の敷地境界 (1号基準)	12	15	18
気体排出口 (2号基準)	排出口から排出した臭気が、地表に着地したときの最大濃度が事業場敷地境界上の規制基準に適合するように、大気拡散式を用いて事業場毎に算出します。		
排出水(3号基準)	28	31	34

参考 臭気指数12は、採取した空気を16倍に希釈した場合に臭気を感じないことです。同様に、臭気指数15は32倍、臭気指数18は64倍に希釈した場合に臭気を感じないことです。

## 6. ダイオキシン類

### (1) ダイオキシン類に係る環境基準 (平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

媒 体	基 準 値
大 気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/l以下
水 底 の 底 質	150 pg-TEQ/g以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g以下

備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。  
3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

- (注) 1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
2. 水質の汚濁(水底の底質を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

(2)ダイオキシン類に係る毒性等価係数

ア. ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)

ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)		ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)	
異性体	毒性等価係数	異性体	毒性等価係数
2,3,7,8-四塩化ジベンゾフラン	0.1	2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	1
1,2,3,7,8-五塩化ジベンゾフラン	0.03	1,2,3,7,8-五塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	1
2,3,4,7,8-五塩化ジベンゾフラン	0.3		
1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾフラン	0.1	1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.1
1,2,3,6,7,8-六塩化ジベンゾフラン	0.1	1,2,3,6,7,8-六塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.1
1,2,3,7,8,9-六塩化ジベンゾフラン	0.1	1,2,3,7,8,9-六塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.1
2,3,4,6,7,8-六塩化ジベンゾフラン	0.1		
1,2,3,4,6,7,8-七塩化ジベンゾフラン	0.01	1,2,3,4,6,7,8-七塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.01
1,2,3,4,7,8,9-七塩化ジベンゾフラン	0.01		
1,2,3,4,6,7,8,9-八塩化ジベンゾフラン	0.0003	1,2,3,4,6,7,8,9-八塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.0003
その他	0	その他	0

イ. コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)

異性体	IUPACNo.	毒性等価係数
3,4,4',5'-四塩化ビフェニル	#81	0.0003
3,3',4,4'-四塩化ビフェニル	#77	0.0001
3,3',4,4',5'-五塩化ビフェニル	#126	0.1
3,3',4,4',5,5'-六塩化ビフェニル	#169	0.03
2',3,4,4',5'-五塩化ビフェニル	#123	0.00003
2,3',4,4',5'-五塩化ビフェニル	#118	0.00003
2,3,3',4,4'-五塩化ビフェニル	#105	0.00003
2,3,4,4',5'-五塩化ビフェニル	#114	0.00003
2,3',4,4',5,5'-六塩化ビフェニル	#167	0.00003
2,3,3',4,4',5'-六塩化ビフェニル	#156	0.00003
2,3,3',4,4',5'-六塩化ビフェニル	#157	0.00003
2,3,3',4,4',5,5'-七塩化ビフェニル	#189	0.00003

注：表ア及びイに示す毒性等価係数は、WHO-TEF(2006)と同じものである。

：表イに示すIUPACNo.は、国際純粋応用化学連合で定めた物質の番号である。